二　一級		
実技試験		一五、四〇〇円
学科試験		四、〇〇〇円
三　二級		
実技試験		一五、四〇〇円
学科試験		四、〇〇〇円
四　三級		
イ　ロに掲げる者以外の者		
実技試験		一五、四〇〇円
学科試験		四、〇〇〇円
ロ　次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者		
(1)　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第九条の短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）		一〇、〇〇〇円
(2)　法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練を行う事業主等の設置する職業訓練施設において職業訓練を受ける者（在職中の者又は規則第九条の短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）		四、〇〇〇円
(3)　法第二十七条第一項の職業能力開発総合大学校に在学する者		一五、四〇〇円
(4)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第百二十四条又は第百三十四条の学校の学生又は生徒		四、〇〇〇円
実技試験		一五、四〇〇円
学科試験		四、〇〇〇円
五　基礎一級		
実技試験		一五、四〇〇円
学科試験		四、〇〇〇円
六　基礎二級		
実技試験		一五、四〇〇円
学科試験		四、〇〇〇円

○海上保安庁告示第九十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所
茨城県つくば市東一―一―一

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二九度東経一二九度一五分、北緯二七度三〇分東経一二八度、北緯二七度五五分東経一三〇度、北緯二九度東経一三〇度五〇分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十六年八月十日から平成二十六年八月二十日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　十管区水路通報第二十九号（平成二十六年七月二十五日発行）

○海上保安庁告示第九十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度五二分一一秒東経一三九度四八分五九秒、北緯四〇度一九分四八秒東経一三九度四六分五三秒、北緯四〇度二〇分一四秒東経一三九度三四分〇九秒、北緯四〇度一一分三三秒東経一三九度、北緯三九度四一分三〇秒東経一三八度五九分五六秒、北緯三九度四一分三〇秒東経一三七度五九分三三秒、北緯四〇度五五分一一秒東経一三八度〇二分二八秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十六年八月十日から平成二十六年十月七日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第三十三号（平成二十六年八月二十二日発行）、一管区水路通報第三十号（平成二十六年八月八日発行）、二管区水路通報第二十九号（平成二十六年七月二十五日発行）、九管区水路通報第二十九号（平成二十六年八月一日発行）

○防衛省告示第百四十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年八月八日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十六年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。